＜パイオラックスグループ　人権と労働に関する基本方針＞

パイオラックスグループは、世界人権宣言をはじめとした人権に関する国際規範を支持、尊重します。
パイオラックスグループの人権と労働に関する基本方針は、「パイオラックスグループ行動規範」に基づき、パイオラックスグループの全ての役員・従業員に適用されます。

①人権尊重
　全ての人の基本的人権を尊重し、あらゆるハラスメントを認めません。

②差別撤廃
　人種・民族や出身国籍・宗教・性別・障がい・性的指向・性自認等を理由とした差別を行いません。
　多様な人材が重要なパートナーとして尊重し合い、活躍できる職場づくりに努めます。

③児童労働の禁止
　法令による就労可能年齢に達しない児童の労働は認めません。

④強制労働の禁止
　全ての労働は自発的であること、及び従業員が自由に離職できることを確実に保証し、強制労働は行いません。

⑤賃金
　最低賃金、超過勤務、賃金控除、その他給付等に関する各国・地域の法令を遵守します。

⑥労働時間
　従業員の労働時間（超過勤務含む）の決定、及び休日・年次有給休暇の付与その他について、各国・地域の法令を遵守します。

⑦従業員との対話・協議
　従業員の代表もしくは従業員と誠実に対話協議し、健全な関係構築と課題の解決に努めます。
　従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を各国・地域の法令に基づいて認めます。

⑧安全・健康な労働環境
　従業員の職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故・災害の防止に努めます。

⑨責任ある鉱物調達
　紛争鉱物等、社会的問題の原因となる原材料や非人道的行為に関わる原材料の使用を回避することに取り組みます。

以　上